

● 平成22年度 前期国際交流助成募集要項

海外で開催される国際学会・国際研究集会等（以下、国際会議等と称す）で、財団の趣意にある「人間と機械の調和を促進する」に関する論文の発表を行う若手研究者の方々や、或いは財団の趣意にある「人間と機械の調和を促進する」に関する国内で開催される国際会議等で、重要な役割を果たす外国人研究者、論文の発表を行う発展途上国の若手外国人研究者の方々に、必要な費用（交通費・滞在費・登録費等）の一部を支援するものです。これにより、内外の若い研究者の方々が海外経験を増し地球的視点から活動できる人材が育成される、或いは海外の著名な研究者との交流により科学技術の振興が図られることを期待しています。

1. 助成対象

助成の対象は、財団趣意に沿う領域に属し、国際的に権威がある国際会議等とし、次に掲げる2種類があります。

- (1) 派遣 国内研究者の海外派遣 1件 40万円以下
- (2) 招聘 [1] 外国人研究者の特別招聘 1件 50万円以下
- [2] 外国人研究者の一般招聘 1件 30万円以下

平成22年度は派遣と招聘で計10件程度の助成をします。

(注1)派遣は、日本国外で開催される国際会議等に出席のための交通費、滞在費、登録費等を助成します。

(注2)招聘は、被招聘者に交通費、滞在費、登録費等を助成します。申請は、当該集会の事務局や研究者が招聘者（受入者）として、代行申請を行ってください。

[1] 外国人研究者の特別招聘

日本国内で開催される国際会議等で助成対象となる被招聘者に主催者側から重要な役割を委託され、かつ招待された外国人研究者。

[2] 外国人研究者の一般招聘

日本国内で開催される国際会議等で論文を発表する発展途上国の若手外国人研究者。

(注3)本財団の趣意の周辺の関連技術に関わる研究者からの助成申請がありますが、財団趣意に沿う領域が広がり、総合的な研究開発が進められている折から、この傾向は望ましいと考えています。しかし、人間と機械の調和の文字を無理に押し込んだ申請書もあります。人間と機械の調和の包含する内容を把握した上で申請してください。

(注4)優れた申請が多数で採択数の絞り込み困難な場合には、申請額より減額して採択される場合があります。その場合は当初の目的から逸脱しないよう助成申請書の修正を行っていただきます。また申請に際して、交通費のガイドラインを以下に示します。

韓国・台湾・香港	12万円程度まで
中国・ハワイ・東南アジア	15万円程度まで
米国・カナダ・豪州	20万円程度まで
欧州	25万円程度まで

2. 応募資格

- (1)派遣の応募は、日本国に居住する研究者であれば、国籍・所属機関のいかなを問いません。
- (2)招聘の応募は、日本で開催される国際会議等の関係者であれば、国籍・所属機関・団体又は個人のいかなを問いません。
- (3)類似内容で、他の財団の助成をすでに受けていたり、或いは受ける予定になっていないこと。
- (4)次の方は優先順位を上げます。
 - ・過去に当財団の助成を受けて行った研究の成果を発表する方
 - ・初めて海外の国際会議で発表される方
 - ・学位取得に近い方(博士後期課程の学生を含む)
 - ・活発に研究活動をされている方

3. 応募条件

- (1)応募対象となる国際交流（派遣・招聘）助成の実施期間は原則として、平成22年4月1日～平成22年9月30日とします。
- (2)助成対象期間終了後、成果報告書と収支報告書の提出が可能なこと。
- (3)論文採択を必須とします。申請時に未決定の場合には、連絡予定日を明記してください。

4. 応募手続

4.1 応募

申請者は、申請書に必要事項を記入し、正副各1通（副はコピーで可）の申請書と下記の指定書類を、平成21年10月1日から平成21年12月31日（郵便局消印有効）までに、当財団事務局宛に郵送するとともに、申請書をWORD形式にてメール送信して下さい。なお、メール送信される際の承諾書には承諾印は不要です。

- (1)派遣助成 : 申請書、論文発表証明書
- (2)特別招聘助成: 申請書、被招聘者への招待状と受諾書
- (3)一般招聘助成: 申請書、被招聘者の申請代行依頼状と論文発表証明書

- (注1)国際交流助成申請書に添付いただく指定書類は、審査の必須条件となりますので、申請時点で提出できない場合には、申請書の該当する項目に、いつまでに提出可能かを記入ください。それらが提出できない場合は、助成決定後といえども助成金を交付することが出来ませんのでご注意ください。
- (注2)申請書の、所属機関長(或いは代行できる役職の方)の承諾書は、助成対象として選定された場合、申請内容が確実に実行されることを確認するためのものです。
- (注3)申請書類は、助成の対象から漏れた場合であっても、お返しできませんのでご了承ください。但し、申請書類は財団助成申請の審査目的以外に使用されることはありません。

4. 2 申請書

[PDFまたはWordで取り出す](#)

5. 選考

選考は、申請書類の選考委員会による審議を経て、理事長が決定します。

- (注1)選考は、ご提出いただいた申請書類により行いますが、必要により追加資料の提出を求めたり、問い合わせを行うことがあります。
- (注2)審査の公平かつ厳正を期すため、審査は匿名の状態で行います。また、審査の経過や内容についての公表は一切いたしませんので、お問い合わせはご遠慮願います。

6. 選考結果

- (1)応募者への選考結果通知は、平成22年3月下旬を予定しています。
- (2)選考結果は、申請書の提出方法のいかんにかかわらず、申請者ご本人に通知いたします。所属機関等への連絡が必要な場合は、申請者が行ってください。

7. 助成金の交付

平成22年4月に目録をお渡しした後、ご指定の口座へ助成金の送付をいたします。

8. 助成金受領の留意点

8.1 受領方法

- (1)申請者ご本人が直接受け取り、助成金を管理いただくことを原則とします。
- (2)奨学寄付金(委任経理金)等の方法で受け取ることも可能です。
- 但し、当財団では、奨学寄付金申込書の「寄付の目的」の項は助成種類と申請課題名を、「条件」の項は国際交流報告および収支報告の提出と記載させていただきますので、ご注意ください。
- 「条件なし」としての受領希望に対しては、決定後といえども添いかねます。事前に所属機関事務部門にご確認いただくか、当財団事務局にご相談ください。

8.2 助成金の決定取消、中止及び返還

助成金の交付が決定した者が、次のいずれかに該当するとき、又はその事実が判明した時は、助成金の交付を取り消し、交付を中止し、又は既に交付した助成金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。

- (1)申請内容に大幅な変更が生じた時
- (2)虚偽の申請又は報告をした時
- (3)必要な書類が提出されなかった時
- (4)対象となる国際交流活動等が中止になった時
- (5)その他、この募集要項に照らしてふさわしくないものと、当財団理事会が認めた時

9. 成果報告

国際交流助成課題の完了報告

助成金の交付を受けて行った国際交流活動(派遣、招聘)が完了した時、終了後2か月以内に国際交流完了報告(招聘においては被招聘者のコメントも要)及び収支実績について財団指定の様式で、理事長宛に報告をしなければなりません。

10. その他事項

10.1 国際交流成果報告の発表

当財団は、財団の助成普及活動として、助成金の交付を受けて実施した国際交流活動(派遣・招聘)の全部又は一部を、助成研究成果集として、或いはその他の方法をもって公表する事ができるものとします。

10.2 刊行物への発表報告

国際交流助成の結果の一部もしくは全部を刊行物又は学会等で発表する場合は、当財団より助成を受けたことを明記して下さい。なお、その刊行物或いは別刷の一部を添付して、理事長に報告するものとします。

10.3 監査

理事長が必要と認めた時は、助成金の交付を受けた者に対し、経理および国際交流助成の内容等につき、更に詳しい報告を求めたり、監査することがあります。

11. 問合せ先

〒600-8234

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

財団法人 立石科学技術振興財団 事務局

TEL (075)365 4771 FAX (075)365 3697

E-mail: tateisi-f@omron.com



[HOMEへ戻る](#)



(c) Copyright TATEISI SCIENCE AND TECHNOLOGY FOUNDATION

2005 All Rights Reserved.

E-mail: tateisi-f@omron.com